

第5章 事前配慮の内容

環境保全の見地から事前に配慮した事項の内容は、表 5-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 5-1(1) 事前配慮の内容

1 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮			
<ul style="list-style-type: none"> ・煙突及び騒音、振動などの発生源は、周辺の土地利用を考慮し、周辺環境への環境影響ができるだけ少なくなるような配置とする。 ・土地所有者による事業予定地における土壌調査を行い、土壌汚染の状況を確認する。 			
2 建設作業時を想定した配慮			
事前配慮事項			内 容
自然環境の保全	地盤・地下水環境	地下掘削などの地盤の改変による影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・地下掘削時に周辺地盤の変位、地下水位低下の発生を防止する工法を採用する。 ・工事中は地盤変位及び地下水位の低下に対する監視を行う。
	動物(鳥類)	建設作業等の影響の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・建設作業、工事関連車両の走行の大気汚染、騒音、振動を防止することで鳥類への影響の低減に努める。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・綿密な仮設計画をたて、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の使用及び適切な工法を採用することにより建設作業に伴う大気汚染、騒音、振動を防止する。 ・特定建設作業以外の建設作業についても、特定建設作業の基準値を遵守する。 ・発生した工事排水は適正な処理を行い、水質汚濁の防止に努める。 ・工法等の検討を行い、土壌及び地下水の汚染の防止に努める。
		工事関連車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両を分散させる走行ルートを選定及び工程管理を徹底することで、事業予定地周辺を走行することにより発生する大気汚染、騒音、振動の影響を最小限にする。
	安全性	工事関連車両の走行に伴う交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の主要な出入口には、交通整理員を配置し、歩道での歩行者通行の安全を確保する。
		災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者等を選任して、火災などの災害を未然に防止する。
快適環境の保全と創造	景観	周辺地域との景観の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地を含む地区の目標「水際の工場地の景観を演出する」(名古屋市都市景観基本計画)及び「水辺の夕日に映えるリバー・サイド・タウン」(名古屋港景観基本計画)に配慮した仮囲いを施し、周辺地域との景観の調和に努める。
その他の配慮			<ul style="list-style-type: none"> ・工事段階において、電波障害の防止に努める。

表 5-1(2) 事前配慮の内容

事前配慮事項		内容
環境負荷の低減	自動車交通	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両による交通渋滞の防止 ・工事関連車両による資材搬入については、通行時間の調整を行い交通量を分散して、周辺道路の交通渋滞の防止に努める。
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の減量及び再資源化の推進 ・建設廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努め、処分においては適正な処理を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設残土の搬出・処分等に伴う影響の防止 ・関係法令を遵守し、搬出・処分を行う。 ・残土搬出においては工事関連車両荷台に防塵覆いを行う。
	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題に対する取り組みの推進 ・高炉セメントの使用に努める。 ・森林資源の保護などに留意して合板型枠の使用を抑制する。 ・省エネルギー型の建設機械の使用に努める。

3 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項		内容
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 植物・動物(鳥類) 施設の稼働に伴う影響の低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積の 20%以上の緑地を確保し、敷地境界に沿って植栽を行うことで動物への影響の低減に努める。 ・施設の稼働に伴う大気汚染、騒音、振動を防止することで鳥類への影響の低減に努める。 ・鳥類への影響に配慮するため、事業予定地西側及び上方への光漏れがないように努める。
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染 公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率の排ガス処理設備を設置する。(大気汚染) ・発生した排水(返流水)は、一定の処理をした後、宝神下水処理場へ送水し再処理する。(水質汚濁) ・騒音・振動については低騒音・低振動型機器を採用し、遮音性の高い建物等に格納する。(騒音・振動) ・臭気の捕集性に優れた機器の採用、密閉性の高い建物構造により臭気の漏洩の防止を行うとともに高効率の脱臭装置を採用する。(悪臭) ・上記の 5 項目について定期的なモニタリングを行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 日照障害・電波障害など 日照障害及び電波障害等の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・日照障害・電波障害は、建物や煙突などの位置及び形状などを考慮し、極力発生防止に努める。 ・低周波空気振動対策としては、建物内に発生源を格納する。 ・光害については、最低限の防犯灯及び維持管理に必要な電灯のみを設置し、極力発生防止に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 安全性 危険物からの安全性の確保 自然災害からの安全性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災監視装置・消火装置を設ける。 ・燃料の貯蔵に伴う火災や漏洩を回避するように努める。 ・本施設の各建物は、大地震に対して人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる耐震性を有するものとする。 ・台風時等の潮位の影響により施設が水没しないように計画地盤高を設定する。

表 5-1(3) 事前配慮の内容

事前配慮事項		内 容
快適環境の保全と創造	景 観	<p>施設の緑化及び景観の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市都市景観基本計画及び名古屋港景観基本計画に配慮したデザインとする。 ・建物の外観はソフトな感じとし、デザインに配慮したものとする。 ・敷地面積の 20%以上の緑地を確保し、敷地境界に沿って植栽を行う。
	水資源	<p>水資源の保全及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設に必要な用水の一部は、宝神下水処理場の処理水を利用する。
環境負荷の低減	廃棄物	<p>廃棄物の減量化及び再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰などの再資源化に努める。 ・施設の補修時に発生する廃棄物の再資源化に努める。
		<p>廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却温度を適正な温度に保つなど完全燃焼を図る。 ・定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 ・焼却灰などは極力資源化を図り、処分が必要な場合は、産業廃棄物処分場で処分する。
	地球環境	<p>省エネルギー対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型の機器を採用する。
		<p>自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーや廃熱などの未利用エネルギーの活用について検討し、積極的なこれらの導入に努める。
		<p>温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロンガスが使用されていない機器を採用する。 ・事務用品などは名古屋市グリーン購入ガイドラインに沿った商品を積極的に使用する。

